

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 4年 6月 10日	
愛知県知事 殿	
提出者 愛知県名古屋市東区代官町 40-2 住所 木内建設株式会社 名古屋支店 氏名 支店長 柿崎 盛彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-930-3311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	木内建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市東区代官町 40-29
計画期間	令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 : 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 : 4,072,00(万円)
③従業員数	43名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物は可能な限り分別を奨め、再生利用可能なものは再利用を行う。 ・鉄くず、段ボール分別による有償売却。 ・廃石膏ボードは広域認定制度利用。 ・梱包材の簡素化を推奨。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も引き続き廃棄物発生の抑制を図る。廃石膏ボード広域認定制度利用。 ・協力業者の搬入資材、メーカーの梱包材等の簡素化を要請し、廃棄物発生の抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事現場の状況により、金属くず、木くず、段ボール、廃石膏ボード、混合廃棄物等に分別している。 ・アスガラ、コンガラ、木くずは再資源化施設に搬出。 ・廃石膏ボードはメーカーの広域認定制度を利用。 ・石綿含有廃棄物適正処理。 ・作業員への分別指導実施。
-----	---

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も現状の取り組みを継続実施する。・現場が狭小な場合の集積場の分別工夫及び整備実施。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施無し。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への	t	t

		処理委託量		
		再生利用者への の 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への の処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り再生利用者及び再資源化施設への処理委託を行い、最終処分量の低減を図った。 ・電子マニフェストの運用。 ・メーカーの広域認定制度の利用。 ・定期的な実地確認の実施。 			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処 理委託量	t	t
	再生利用者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も引き続き現状の取り組みを継続する。・委託契約処理業者等の定期的な実地確認の実施。
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

ビル、マンション等建設工事

旧建物解体：がれき類（コンガラ、アスガラ等）→再生処理業者に委託し再資源化（路盤材、再生合材等）

木くず→再生処理業者又は中間処理業者に委託し、破碎後チップ化し燃料として再資源化

廃プラスチック類→中間処理業者に委託して選別・圧縮の後、製品原料及び燃料として再資源化及び埋立処分

ガラスくず他→中間処理業者に委託して選別後、再資源化及び埋立処分

混合物→中間処理業者に委託して選別後、再資源化及び埋立処分

蛍光灯→中間処理業者に委託し水銀回収施設にて破碎・選別後、再資源化

紙くず（段ボール等）→古紙回収業者に依頼又は中間処理業者に委託し再資源化

金属くず→金属回収業者に有価売却又は中間処理業者に委託し再資源化

廃石膏ボード→中間処理業者に委託して破碎後、建設材料として再資源化

石綿含有がれき類→最終処分業者に委託して、埋立処分

基礎工事：建設汚泥→中間処理業者に委託して分級・脱水、造粒固化及び流動化処理土とし、建設材料として再資源化

建設工事：がれき類（コンガラ、アスガラ等）→再生処理業者に委託し再資源化

木くず→再生処理業者又は中間処理業者に委託し、破碎後チップ化して原料及び燃料として再資源化

廃プラスチック類→中間処理業者に委託して選別・圧縮後、製品原料及び燃料として再資源化及び埋立処分

廃石膏ボード→中間処理業者又はメーカーの広域認定制度を利用して、再資源化

混合物→中間処理業者に委託して破碎・選別後、再資源化及び埋立処分

工務課
品質安全管理室

混合廢棄物		
管理型	計	
21.32	1384.06	
0	0	
0	0	
0	0	
0	0	
21.32	1384.06	
21.32	34.52	
21.32	1384.06	
0	0	
0	0	